

本法人から出願した発明によって得られた実施料等の収入は、運用基準にもとづき、直接経費（知的財産権の出願、維持・管理、技術移転等に要した費用）を差し引いた金額を以下の比率で分配し、発明者らには実施補償金として支給されます。支給は利益の対象となる年度の翌年度に行います。

発明者：50%

発明者が指定する銀行口座に振込みをします。

発明者が複数いる場合は、権利譲渡書に記載の持分に応じて分配します。

発明者が指定する部署：20%

「研究助成費」として指定する部署に予算貼り付けをします。

複数の部署を指定する場合は、その配分率を指定していただきます。

法人：30%

法人収入として取り扱います。

